

実効性のある「働き方改革」を推進せよ！

・採用試験「職免」扱い・・・実現（長年の要求）

・香中研も任意！「入会(方法)」の選択自由を！ =組合=



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集 情宣部
Tel. 0875-25-3761
http://www.niji.jp/home/kazuo-t/sankanshibu/

7月25日、香教組三観支部（石川謹章支部長）は、香教委西部教育事務所（宮脇所長補佐）に、夏季休業中の勤務条件改善と多忙化解消等のための要求行動をしました。



要求書を手渡す石川支部長(左) 仲多度合同庁舎

支部長 今回の要求行動は、夏季休業中も含む勤務条件の改善である。夏季休業中には、健康回復のための「休養」と、教師としての知識や経験を積むための「研修」（各自が望む（求める）研修）が保障される環境を、しっかりとお願いしたい。3年間の「働き方改革プラン」が終了し、「一年単位の変形労働時間制」の条例が制定された。現場は依然として多忙である。また、県教委の出した「教育基本計画」（令和3年〜7年度）の内容だけでは、改革は不十分である。実効性のある「働き方改革」の推進、抜本的な「教職員定数の改善」をお願いしたい。

健康第一。多忙化解消。NO.パワハラ。働きやすい職場づくりを！

「教員免許更新制」については、「廃止」しているが、新たな「研修」により、かえって多忙化が増すことのないよう、また、「研修」を強制することがないよう、県教委の適正な運用と現場への指導を、お願いしたい。今回も現場の声を届ける。しっかりと聞き取って欲しい。

☆☆ 適正な勤務のわりふりとは ☆☆☆
ア 終始時刻とその間の休憩の配置をわりふるること。
イ 全員に（少なくとも当該職員）にわりふりを明示すること。
ウ ア・イは事前（少なくとも前日まで）に明示すること。



では、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とされ、勤務場所を離れての研修も法で認められている。申請があれば、適正に承認するべきである。

組合 夏休みの行事をもちたい日が増えていることとは良いことである。更に、行事をもちたい日の意義（多忙化解消・休養など）が徹底できるような関係機関を指導して欲しい。

組合 夏季休業中の「行事をもちたい日」や「研修をもちたい日」には、県教委主催の行事や研修は計画していないと思うが、事務の研修や校

長（教育長）の会等が計画されているようだ。西部事務所から指導して欲しい。

組合 研修に関して、宿題レポートを課す研修は少なくなっている。良いことだ。コロナ禍において、「オンライン会議」などの働き方改革が進む中、研修のやり方も検討し、選択肢を広げて欲しい。

組合 夏季休業中の勤務予定表の勤務の選択肢に「研修」の項目がない学校がある。研修の機会を根本から奪っている。こんなことがないよう指導して欲しい。

組合 年休取得の付与日（基準日）を、1月1日から9月1日に変更したため、年休が取りやすくなった。良いことだ。お金のかからない施策はどんどん進めてもらいたい。

「講師」には、特に自主研修の時間が十分保障されるよう、指導すること。

組合 香川県では、講師の先生が教員採用試験を受ける場合、「年休」扱いであり、香教組では長年「職免」扱いにしてと要求を続けてきた。今回、義務教育課萩原課長や三豊市大原教育長への交渉の中、「職免」扱いに向けご努力を頂き、実現することができた。感謝したい。

組合 採用試験の日程が部活動の総体や成績処理の忙しい時期と重なることがある。更に、日程への配慮をお願いしたい。また、講師の先生は授業や部活動の指導のため、採用試験の勉強時間が取れない。各校長から、勉強時間が取れるよう配慮してもらいたい。校長会でも指導して欲しい。合わせて、講師の先生への年休取得も積極的にすすめて欲しい。

組合 採用試験の日程が部活動の総体や成績処理の忙しい時期と重なることがある。更に、日程への配慮をお願いしたい。また、講師の先生は授業や部活動の指導のため、採用試験の勉強時間が取れない。各校長から、勉強時間が取れるよう配慮してもらいたい。校長会でも指導して欲しい。合わせて、講師の先生への年休取得も積極的にすすめて欲しい。

組合 ある学校では、水曜日がノー部活デーで職員会をするが、その後の団会が16時30分以降から始まる。結局普段より退庁時間が遅くなる。

組合 朝早く来て、夜遅く帰る先生や部活動を長時間実施する先生を、認める（誉める）管理職がいる。超過勤務を奨励してしまっていることになっていて、適正なリードをお願いしたい。

組合 三豊市教委では、「年次休暇の年5日以上の取得状況調査」を実施（県教委義務教育課からの依頼）している。適正に年休が取得できるように

《勤務時間について》
各学校に、勤務時間を明示させ、勤務時間を守らせること。

と。時間外勤務の強制につながるような学校経営を改めるよう指導すること。
超過勤務については、必ず「わりふり」を行うようにさせること。
「一年単位の変形労働時間制」の導入に際しては、国の附帯決議を完全履行するよう市町教委や管理職を指導すること。学校の業務量に見合った教職員を配置すること。
組合 「一年単位の変形労働時間制」について、西部管内では導入の事例はあるのか？
西部 「特に聞いてない。」
組合 勤務時間が守られるようにするため、勤務時間表を職員室などの目立つ場所に明示するよう確認して欲しい。（最近掲示していない学校があるようだ。）
組合 タイムカードと出勤簿の両方があるのか？一本化して欲しい。
組合 ある学校では、水曜日がノー部活デーで職員会をするが、その後の団会が16時30分以降から始まる。結局普段より退庁時間が遅くなる。
組合 朝早く来て、夜遅く帰る先生や部活動を長時間実施する先生を、認める（誉める）管理職がいる。超過勤務を奨励してしまっていることになっていて、適正なリードをお願いしたい。
組合 三豊市教委では、「年次休暇の年5日以上の取得状況調査」を実施（県教委義務教育課からの依頼）している。適正に年休が取得できるように

